

## 大津市人材確保支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者等がその事業活動に必要な人材を安定的に確保するために実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、中小企業等における安定的な雇用の確保を促進し、もって市内の中小企業等の振興を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）並びに社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、農事組合法人及び農業法人であって同項第1号から第5号までに掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。イにおいて同じ。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大企業者（中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）

により所有され、又は出資若しくは拠出されている者

イ その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大企業者により所有され、又は出資若しくは拠出されている者

ウ その役員の総数の2分の1以上が大企業者の役員又は職員を兼ねている者が占めている者

### (補助対象者)

第3条 この要綱による大津市人材確保支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者等とする。

(1) 市内に事業所、事務所等（現に事業の用に供していると認められるものに限る。以下同じ。）を有する者であること。

(2) 市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業

務受託営業を行う者

- (2) 自己又は自社若しくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有していると認められる者（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が市内の事業所、事務所等で勤務する正規雇用職員を安定的に確保するために実施する事業（以下「人材確保事業」という。）に要する経費のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 採用情報を掲載するためのウェブサイトの開設及び改修に要する経費
  - (2) 就職情報サイトへの求人情報の掲載に要する経費
  - (3) 採用面接会及び企業説明会の実施に係る必要な研修、指導等を受けるのに要する経費
  - (4) 合同企業説明会、採用面接会等への出展に要する経費
  - (5) 工場見学、職場体験、オープンファクトリー、インターンシップその他中小企業等に対する理解の促進に係る取組の実施に要する経費
  - (6) 人材育成又は就労環境改善を目的として、従業員に対する研修会を実施し、又は従業員が研修、指導等を受けるための経費
  - (7) 従業員の職業能力（事業活動の拡大又はデジタルトランスフォーメーションの実現に資するものに限る。）の向上を目的する資格の取得に要する経費
  - (8) 外国籍を有する従業員の就労環境又は生活環境の改善するために要する経費
  - (9) その他市長が必要と認める経費
- （補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額から当該採用活動に係る寄附金その他の収入を控除して得た額に、2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。ただし、当該額が100,000円を超えるときは、100,000円とする。

2 補助金の交付は、1の補助対象者につき1回限りとする。

（交付の申請）

第6条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市人材確保支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 人材確保事業の概要を示す書類
- (2) 補助対象経費の内訳を示す書類
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 市税の滞納がないことを証する書類
- (5) 市内の事業所、事務所等の所在地が確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請は、市長が別に指定する受付期間内に行わなければならない。

（決定通知書）

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市人材確保支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市人材確保支援事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第8条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市人材確保支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）又は大津市人材確保支援事業費補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第9条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市人材確保支援事業費補助事業変更承認申請書（様式第7号）又は大津市人材確保支援事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）とする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 人材確保事業の概要を示す書類
- (2) 補助対象経費の内訳を示す書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（承認通知書等）

第10条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市人材確保支援事業費補助事業変更承認決定通知書（様式第9号）若しくは大津市人材確保支援事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第10号）又は大津市人材確保支援事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）若しくは大津市人材確保支援事業費補助事業中止（廃止）承認申

請棄却（却下）決定通知書（様式第 12 号）により行うものとする。

（実績報告書）

第 11 条 規則第 14 条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市人材確保支援事業費補助事業実績報告書（様式第 13 号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 人材確保事業の実績を示す書類
- (2) 契約書その他補助事業の着手を確認できる書類の写し
- (3) 領収書その他補助事業の完了を確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 第 1 項の実績報告書は、市長が別に指定する日までに提出しなければならない。

（確定通知書）

第 12 条 規則第 15 条の規定による通知は、大津市人材確保支援事業費補助金確定通知書（様式第 14 号）により行うものとする。

（交付請求書）

第 13 条 規則第 18 条第 1 項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市人材確保支援事業費補助金交付請求書（様式第 15 号）とする。

（取消通知書）

第 14 条 規則第 19 条第 4 項の規定による通知は、大津市人材確保支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第 16 号）により行うものとする。

（返還通知書）

第 15 条 規則第 20 条第 1 項の規定による返還の命令は、大津市人材確保支援事業費補助金返還通知書（様式第 17 号）により行うものとする。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。